

採用希望セザル者 一七

ニシテ退職手當其他ニ關シ左ノ通り口頭嘆願シ之ニ對シ本支配人ヨリ左ノ通り回答セリ  
嘆願事項

(一) 家庭其他ノ都合上離京困難ノ為メ退職者ニハ解雇ノ形式ヲトリ日給三十五日分ノ手當ヲ支給セラレタシ

(二) 再採用者ハ平等ニ五ヶ年間勤務シ引續キ新會社ニ再採用ノ形式ヲトルカ又ハ退職者ニ準シ解散手當ヲ支給セラレタシ

(三) 静岡市ヘノ轉居費用ハ支給サレタシ  
(四) 静岡市ノ物價其他ヲ考慮スヘキナルモ再採用者ノ賃銀ハ月最高七十五円最低五十円程度ニサレタシ

回答事項  
(一) 退職者ニハ額ハ決定セサルモ相當名義ヲ以テ手當ヲ支給

スヘノ考慮

(二) 考慮中ナルモ五ヶ年前ヨリ勤務ノ形式ニテ新會社ニ引継  
クコトハ不可能ナリ

(三) 勿論實費ハ支給ス

(四) 熟練工トシテ相當待遇スルモ新會社ニ對シ善處スル  
以上回答ニ再會ヲ約シテ散會セリ

七推 移

勞資代表者ノ教次ノ會見交渉ニ依リ平穩裡ニ解決スルモノ  
ト認メ注視中

右及申(通)報候也